



2023年8月25日

各位

会社名 株式会社ラックランド
代表者名 代表取締役社長 望月 圭一郎
(コード番号: 9612 東証プライム)
問合せ先 取締役管理本部長 鈴木 健太郎
(TEL: 03-3377-9331 (代表))

再発防止策及び関係者の処分に関するお知らせ

当社は、2023年7月25日付で開示した「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」に記載しておりますとおり、特別調査委員会から、2023年6月13日に調査報告書(中間報告)を、同年7月25日に調査報告書(最終報告)を受領し、公表いたしました。これら調査報告書において、当社は、特別調査委員会から、当社グループの工事進行基準(履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法。以下「工事進行基準」といいます。)案件等において、①工事原価に関する見積書の変造の結果による工事収益の過少計上(当社)、②工事原価の付替え及び工事原価の過少計上、並びに工事原価の過少計上の結果としての簿外債務の存在(当社及び子会社(光電機産業株式会社))、③架空又は水増しした工事原価の計上による工事収益の過大計上(子会社(大阪エアコン株式会社))、という不適切な会計処理(以下「本件不適切会計」といいます。)が行われていたことの報告を受けました。当社は、今回の事案の背景には、業務遂行において、経営陣の認識と現場の認識に隔たりがあり、経営陣が現場の実態を踏まえたマネジメントを適切に行うことができていなかったことがあると捉えております。その背後には、役職員一人一人への業務知識に加えた道德に係る研修、経営陣と現場を繋ぎ適切なサポートを行う中間管理職の育成、従業員が心理的不安を抱かない適切なガバナンス体制等において様々な課題があったものと認識しております。

当社は、特別調査委員会より指摘された事項及び再発防止策のための提言を真摯に受け止め、具体的な再発防止策等につき、検討してまいりましたが、本日付けの取締役会において、再発防止策を決議し、2023年8月18日開催の取締役会において、関係者の処分を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。当社では、以下の再発防止策を着実に実行し、コンプライアンスを役職員の心の中に醸成した企業文化の構築に取り組み、正しいことを言い、正義ある行動を取る集団として、経営理念にある「様々な人々の期待に応える」100年企業に成れるように、再び生まれ変わり、尽力してまいります。

1. 本件不適切会計の発生原因について

本件不適切会計の発生原因について、特別調査委員会の調査報告書の結果を踏まえ、当社でも原因分析を行った結果、調査報告書において指摘されている点と同様の以下の点にあるものと認識しております。

- (1) マネジメント人材不足による社長への権限一極集中の問題点
- (2) 取締役の管掌における問題点
- (3) 管理職のマネジメントが不十分であったこと
- (4) 管理本部によるけん制機能の問題点
- (5) コンプライアンス意識の希薄化
- (6) 内部通報制度を生かすことができなかったこと
- (7) 子会社の業務遂行に対する牽制及び監督機能の不足

(詳細は2023年7月25日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」をご参照ください。)

2. 再発防止策について

当社は、特別調査委員会による調査報告書において、再発防止策として、「当社の基本方針への立ち返り・当社グループへの宣言」、「ガバナンスの改革」、「工事部門の中間管理職のハブ機能の強化」、「業務管理上の改善点」、「管理部門（2線）の強化」、「コンプライアンス及び財務会計に対する教育」、「内部監査室によるモニタリング強化」、「内部通報の周知・利用促進、協力会社に対する定期確認」について指摘を受けております。当社は、当該指摘事項を踏まえ、以下の再発防止策を講じてまいります。

(1) 今回の事案を受けたトップメッセージの発信（1.（1）（3）（5）に対応）

当社代表取締役社長望月圭一郎は、本件不適切会計に関する問題が発生したことについて、代表者としての責任を自覚し、真摯に反省し、その背景や原因を明らかにし、当社グループの存続のために再発防止に向けた取り組みが不可欠であるとの決意とともに、今後の当社グループのあるべき姿・指針として新たに設けた会社としての道徳や正しさを表した社是について当社グループの全役職員を参加者とする 2023 年 8 月 10 日開催の社員大会においてメッセージを発信いたしました。今後も継続して、当社グループの全役職員が参加する社員大会（年 2 回（例年 2 月、8 月））及び当社グループの役員及び部門長が参加する幹部会（毎月 1 回）の開催に際し発信を行い、また、必要性を認識した場合は都度、発信を行います。加えて、社内 SNS で日常において事あるごとに発信し、既読確認による未読者への確認指導も合わせて行い、トップメッセージの周知徹底を図り、適切な財務報告も含め上場企業としての使命を果たします。

(2) 従業員の意識レベルの引き上げ（1.（5）（6）に対応）

当社コンプライアンス・リスク管理委員会は、当社グループのコンプライアンス及びリスク管理の推進のために、コンプライアンス教育計画の策定、事業活動に係る潜在リスクの把握と予防策の策定等を主な決議・検討事項とする会議体として設置されたもので、当社社長、当社管理本部長、当社取締役（社外取締役を除く）、関係会社取締役、当社各部門長等を構成員としています。同委員会は、監査等委員会との連携強化のため、2023 年 9 月から、取締役（監査等委員会委員長）も出席することとする他、適切な財務報告の重要性を徹底し、コンプライアンス意識の向上を図るため、従業員に対し実効的な社内研修を継続的に企画・実施すると共に、従来、原則年 1 回の開催としておりましたコンプライアンス・リスク管理委員会については、2023 年 9 月以降は、弁護士等の法令遵守に係る外部専門家も随時招聘の上、原則毎月開催します。社内研修については、具体的には、2023 年 9 月を目途に、①当社グループの全従業員を対象として、コンプライアンス精神の醸成、本件のような事態の再発防止の啓蒙を目的とした実務に即した不正防止、並びに、建設業法及び下請法等の当社グループの事業に関連する法令の理解を目的とした研修を行い、さらに、同年 10 月を目途に、②本件不適切会計の不正関与者及びその上長等を対象とした不正行為の再発防止の徹底を目的とした再教育（本件に至った原因につき、自らの考察と反省を促し、自身の業務における具体的な再発防止のための対応を検討、実践させることを内容とする研修等）を、それぞれ実施します。なお、かかる委員会による審議状況等については、上記外部専門家等の意見も踏まえ、監査等委員会がその実効性を検証するとともに、実施した研修の効果（従業員の理解度等）についてはテストの実施等により確認いたします。その他、下記（4）及び（5）のとおり、再整理を行う工事原価の計上プロセス及び工事進行基準に係る業務運用細則、運用マニュアル等に基づく社内ルールの徹底、適切な財務報告の重要性等の観点を含めた研修を実施いたします。

また、当社グループの全役職員が遵守すべきコンプライアンス基本方針及び同基本方針の下でのコンプライアンスの実践を目的としたコンプライアンス企業憲章につき、全役職員が一丸となってコンプライアンスを重視した文化・風土を醸成することや誠実で公正かつ適切な取引を遂行していくことの明確化等を内容とする改訂、並びに協力会社との取引における自らの都合による不適切な要請の禁止、取引上の立場を利用して協力会社に不当な不利益を与える行為の禁止、及び建設業法・下請法その他関連法令の遵守等の基本方針を示した取引方針の制定を 2023 年 8 月 18 日開催の取締役会にて決議し、当社ホームページにて公表いたしました。当社グループの全役職員に対して、社内のイントラネットを通じて、同年 8 月末までに改めて発信いたします。さらに、当社グループの全役職員が常日頃から心掛けるべき事項を取り纏

めたコンプライアンス・マニュアルの改訂を2023年9月末までに実施予定です。

加えて、後述の「3. 関係者の処分」に記載のとおり、本件に関与した従業員等に対する処分を2023年9月末までに行う予定であります。その際に、当社代表取締役社長望月圭一郎から当社グループの全役職員に対して、今後、コンプライアンス違反者等に対しては、適切な処分処罰を実施する旨の通知を行う予定しております。今後も、コンプライアンスの重要性について、当社経営陣や部門長等から継続的に発信をしてまいります。

さらに、内部通報窓口の利用頻度を高めるために、従来の内部通報窓口、コンプライアンス違反又はそのおそれがある場合における事前相談のための社内相談窓口としての機能を拡充させ、当社グループの役職員の誰もがより心理的に通報しやすくなるよう「もしもしホットライン」に名称変更し、2023年8月末までに、社内のイントラネットを通じて改めて社内に周知します(今後も、定期的に周知活動を実施予定。)

また、コンプライアンス・リスク管理委員会は、原則として年2回、全従業員にコンプライアンス・アンケートを実施(初回は、2023年11月初旬をアンケート提出期日とし同年10月に実施予定。)し、コンプライアンス意識の定着と問題の早期発見に努めます。

(3) 不適切な会計処理や会計不正に関するリスク識別と対応(1.(4)(7)に対応)

現業部門による後記(4)から(6)及び管理本部による後記(8)による各施策の実施状況については、当社内部監査室が主体となり、今回の原価付替えや工事原価の過少計上(簿外債務)、工事収益の過大計上に加え、当社グループの事業や業態における不適切な会計処理や会計不正に関するリスクを2023年9月末までに分析・検討を行うこととし、現行の内部監査計画の見直し(修正、改訂、手続きの追加等)を速やかに実施いたします。また、リスクや影響が大きい部分については、取締役会に報告の上、重点的な監査及び業務フローの見直し検討等の十分な対応を行う体制の構築を行います。なお、十分な対応を行うべく、それに適した迅速な体制の構築のため、会計不正や不適切会計の調査及び調査結果を受けた再発防止策の策定・実行支援に豊富な実績を有する外部の会計コンサルティング会社から、一連の再発防止策の実行支援(内部監査のサポート含む。)を得ることを決定し、当該コンサルティング会社との契約締結手続を2023年8月に完了させております。

また、当社内部監査室は、監査等委員会との間で、毎月2回、連携及び報告の機会を設けておりましたが、これに加えて、2023年9月からは、監査上、重要性の高い事象を能動的に把握できるよう、常勤である監査等委員会委員長と内部監査室で週に1度、情報連絡会を実施することといたしました。

さらに、効率的かつ効果的な監査を実施すべく、監査等委員会との連携の強化と並行して、2023年9月から、会計監査人とも下記(4)及び(5)記載の業務プロセス等の再整理にあたり緊密な連携を図る等して、従前の四半期毎の年4回の定期的なコミュニケーション以外にも連携の機会を増加させる等の連携強化を図り、三様監査の充実に積極的に取り組んでまいります。

(4) 工事原価に関する業務プロセスの再整理(発注・支払いプロセスの適正化の観点から)(1.(4)に対応)

今回の工事原価付替えや工事原価の過少計上(簿外債務)の背景となった、想定外の追加原価の発生や、検収承認時の利益率検証に起因する支払遅延の発生を未然に防止するため、管理部門と工事部門が連携し、発注プロセス及び支払プロセスの再整理を行います。

具体的には、①工事原価の計上プロセスや必要となる証憑書類、特に工事原価が暫定的なものとなる場合(特に、発注内容の一部が未確定で着工前に発注金額が確定しない場合)の条件付き仮注文書の発行等の業務プロセスの整備(2023年8月末までに社内周知のうえ実施予定。)をして、建設業法等を遵守した対応とすることや、②協力会社への支払いにおいても検収承認時における利益率検討と、実際の支払プロセスの混同を改め、協力会社に対しては遅滞なく支払いを行う業務プロセスの確立を図るため、以下の規程等の更新等及び研修を実施いたします。なお、内部監査室は上記2.(3)記載のコンサルティング会社の協力のもと、2023年10月以降の業務の運用状況が、改訂後の業務運用細則や業務関連規程に則っているかの確認を実施いたします。2024年度以降も同様に、内部監査室において継続的にモニタリングを

実施してまいります。

- (ア) 業務運用細則の改訂（当社及び大阪エアコン株式会社は2023年9月下旬までに完了予定。その他のグループ会社は内部監査室にて状況を順次確認後、対応予定。）
- (イ) 業務関連規程（業務分掌規程、決裁権限規程等）の改訂（当社及び大阪エアコン株式会社は2023年9月下旬までに完了予定。その他のグループ会社は内部監査室にて状況を順次確認後、対応予定。）
- (ウ) 改訂後の業務運用細則についての研修の実施（2023年9月末までに実施予定。）
- (エ) 改訂後の業務関連規程（業務分掌規程、決裁権限規程等）についての研修の実施（2023年9月末までに実施予定。）

(5) 工事進行基準の適用に関する社内ルールの再整理（1.（4）に対応）

本件不適切会計においては、工事進行基準適用案件に係る会計処理に係る理解不足が主要な原因となり問題が生じたことから、当社管理本部が主体となり、上記（4）のうち、特に工事進行基準に関して、着工時に協力会社からの見積書が適時に受領できない場合や、請求書受領が間に合わない状態で原価を計上するような場合等の取り扱いも含め、実務上の様々なケースに対応した業務運用細則、運用マニュアル等に基づく社内ルールを明確に定めます。

具体的には、必要に応じて上記2.（3）記載のコンサルティング会社の協力も得ながら、以下の通り、実態に即した実効性あるルールの整備を進め、これらの社内ルールについて、社内研修等で定期的に指導を行うとともに、当社管理本部に窓口担当者を設置し、工事担当者が社内ルールの運用に際して直面する疑問や問題を相談し、適切な助言を受けることができる体制を構築いたします。具体的には、以下の対応を講じることとし、内部監査室が、これらの運用状況が新たに制定又は見直した業務運用細則、運用マニュアル等の社内ルールに則っているかの確認を実施いたします。2024年度以降も同様に、内部監査室において継続的にモニタリングを実施してまいります。

(ア) 工事進行基準適用に係る業務ルールの再整理

- ① 工事進行基準の適用案件で、業者見積書が取得できない場合には、業務部の担当者4名において、工事本部と連携して、工事の着工初期段階であり実施図・施工図が作成されていない等の正当な理由により見積書が未取得であるか否かを判断し、かかる正当な理由がない場合にのみ、提出期日までの取得を求める旨の業務運用細則、運用マニュアル等の社内ルールの制定と運用の遵守徹底（当該社内ルールは2023年5月18日付けにて制定済み。）
- ② 見積書の偽造・変造等を防止するため、業務部への提出方法をPDFデータ形式ではなく、協力会社から送付されたメールファイル形式のまま送付する運用へと変更する業務ルールの制定と運用の遵守徹底（当該業務ルールは2023年5月18日付けにて制定済み。）
- ③ 総原価見積額の妥当性の確保のために採用する証憑書類について、見直しを実施（2023年9月末までに見直しを完了し、2023年10月1日から適用開始予定。）

(イ) 業務運用細則の改訂（具体的なスケジュールは上記（4）記載のとおり。）

- ① 工事進行基準等に係る業務運用細則の改訂及び研修の実施

(ウ) 営業・工事部門向け工事進行基準マニュアル作成及び研修

- ① 業務部門と工事部門、営業部門を対象とした工事進行基準に係るマニュアル策定（2023年9月を目途に実施予定。）
- ② 上記①の工事進行基準マニュアルに係る研修の実施（2023年9月末までに社内研修（説明会・勉強会の実施等）を開催予定。以降、動画配信の上、年2回以上の視聴を義務付ける予定。）
- ③ 自らの業務と会計数値との関係につき理解の浸透を図る工事部門を対象とした特有のマニュアル策定（2023年9月下旬までに策定完了予定。）

(6) 第1.5線の構築（工事部門内外からの牽制機能の強化）（1.（4）に対応）

工事原価に関する現業部門における統制を強化するため、各工事担当者に対し、工事原価に関する各種

証憑の回収（暫定的なものについての取扱いも別途規定）を徹底したうえで、今後、第1.5線による統制として、管理本部とは別の客観的な観点から当社積算部が着工（予算）承認時及び検収承認時に予算額の合理性、実績額の妥当性（特に予算と大きく相違する部分）についてダブルチェックを行う体制を2023年9月末までに構築いたします。

また、上記に加えて、工事担当者と協力会社・他部門人員とのやり取りについては、一担当者として協力会社・他部門人員との連絡の禁止するために課単位の共通メールアドレスを導入し、個人でのやり取りからチームとしてのやり取りへと変更します。具体的には、課及び業務部門ごとのグループメールアドレス等を利用することとし、当社及びグループ会社のうち大阪エアコン株式会社においては2023年10月の開始を予定し、その他工事進行基準適用案件のある子会社については、内部監査室で利用するシステム等を確認後、システム上の調整を行った上で、順次必要に応じた導入を、それぞれ予定しております。

さらに、取引に関する各種証憑についても改めて見積書や発注書、確認書等の収集すべき証憑の内容及び保管のルールを設定の上（当該ルールの設定を2023年9月末までを目途に実施・開始を目標としております。）、工事担当者とは別の工事アシスタントが取引に関する各種証憑が収集・保管のルールのとおり取り扱われているかの確認を行うことで、担当者個人レベルの不適切な行為の牽制を図ります。

(7) 第3線（内部監査）の強化（リスクフォーカスと質的・量的な体制拡充）（1.（4）に対応）

第3線として、上記（3）の分析によりリスク識別された領域への監査を特に強化します。内部監査室は、各現業部門に配置した工事アシスタントとも連携しながら、工事部門等の各現業部門である第1線へ重点的な監査及び業務フローの見直し検討等を行うことでモニタリングを強化して参ります（上記（3）の分析結果を踏まえ、2023年10月末までに実施予定。）。

また、これら一連の対応については、当社内部監査室の専門人員を現状の1名から3名程度へ拡充を図る予定ではありますが、登用時期は人材市場の動向等にも左右されることから、迅速な対応を講じるべく、まずは上記（3）記載のコンサルティング会社の協力を仰ぎ、内部監査の実施に際しても監査計画の策定及び実施にあたっての実務対応への支援を得ながら、質・量ともに内部監査体制の増強を行い、実効性ある内部監査体制の整備を可及的速やかに進めます。

(8) 第2線（管理本部）の強化（第1線のサポートとモニタリング）（1.（4）（5）に対応）

第1.5線における事前統制と第3線における事後統制の強化に加え、第1線における適切な業務遂行と各種規程・法令の遵守をサポートするための第2線の機能と体制の強化を行います。

特に法務面については、外部弁護士との連携強化を基本方針として、2023年8月から、外部弁護士と連携して、コンプライアンス（業法等）に関する研修を原則年1回実施し、当該研修内容の策定に際して行う関係部署のヒアリング結果や研修実施時の参加者との質疑応答を通じて得られた問題点を踏まえた改善計画の作成及びその実施状況のモニタリングを行う他、関連するマニュアルの策定・更新の支援を得る等の支援体制の増強を図るとともに、当社管理本部が中心となって上記（2）のとおり、コンプライアンス研修や各種社内規程やルールについての研修・勉強会を実施することで第1線での適切な業務遂行をサポートします。また、経理財務面についても、当社管理本部が中心となり、子会社の業務遂行を支援しその遂行状況の確認を行うこととし、特に子会社のモニタリングの観点から月次・四半期等で子会社から吸い上げる情報について上記（3）記載のコンサルティング会社の助言と実務対応への協力も得ながら深度ある精査や分析を行う体制の構築を2023年9月までに完了させます。

また、上記体制構築により第2線でのリスクや不正・不適切処理の兆候の検出の確度を高め、引き続き、速やかに当社内部監査室や当社監査等委員会、当社経営陣に連携し、対応いたします。

(9) 工事本部に関するガバナンス体制の見直し（1.（1）（2）に対応）

当社工事本部に関して、当社代表取締役社長望月圭一郎が工事本部長を長く兼務しておりましたが、工事本部長を辞任し、新たに専任の工事本部長を2023年8月18日開催の取締役会にて決議し任命致しました。同時に、役割が不明瞭なものとなっていた工事本部長代行の役職は廃止するとともに、社長から工

事本部長への権限移譲、工事本部長から部門長への権限移譲を進め、工事部門長が工事部門の中間管理職の育成も含め、より現場に近いところから工事管理に関する内部統制上の要として機能する体制の構築し（本日付けの取締役会決議を経て実施済み。）、これに基づき具体的な諸規程類の改訂や研修等による改訂の周知徹底を2023年9月末までに進めます。

また、当社代表取締役社長望月圭一郎が営業本部長を兼務する営業部門については、その牽制体制として2023年9月より営業部門を監査等委員会による監査対象とし、外部弁護士や会計士と随時連携の上で監査を実施します。加えて、営業本部長との兼務についても見直しを予定しており、営業部門に係る組織体系の見直しの準備（来期実行に向けた体制づくりの準備）を開始し、営業部門における執行役員層を増強の上、順次権限移譲と体制の見直しを2024年4月までに完了を目途として進めてまいります。

(10) 子会社管理体制の強化（1.（5）（7）に対応）

当社グループにおいて特に設備工事系及び建築内装系の業務を行う子会社への管理を強化するため、2023年8月18日開催の取締役会にて、工事子会社担当執行役員の選任（設備・建築内装工事を行う子会社管理の強化）を決議しました。また、2023年9月末までに取締役会にて、工事子会社担当執行役員の新配置に係る所管する職務内容を決定する予定です。工事子会社担当執行役員は、少なくとも事業年度毎に、国内の各子会社を実際に訪問し、各子会社の経営陣、管理部門及び営業・工事部門等の各担当者と面談し、現場の状況を把握するとともに、当社が定める経営方針や法令順守等に係る基本方針の浸透度を確認します。また、設備・建築内装工事を行う子会社の原価管理に係る一連の業務（着工価の算出・決裁承認、着工中の原価変動等の検討、検収価の分析・検証・決裁承認、代金支払い）の遂行状況及び建設業法等の遵守状況を、当社管理部門と連携の上で確認し、当社における水準と同程度の水準を確保できるよう意識浸透を図り、子会社管理体制の強化を図ります。なお、工事子会社担当執行役員の新配置に伴う、諸規程類の改訂を2023年9月に行う予定です。

また、子会社における各種業務プロセスの内部統制の状況の網羅的な再検証と、子会社からの情報収集体制の見直し及びモニタリングの仕組みの再構築を改めて実施いたします。特に工事原価や工事進行基準に関する業務フローや社内ルールについては、当社でも今回の事案を踏まえ全面的な見直しを決定し、各子会社においても2023年9月末までに当社と同水準の統制レベルの構築を目指します。

これら一連の対応については、工事子会社担当執行役員主導で進めますが、当社内部監査室との連携、また、上記（3）記載のコンサルティング会社から具体的な対応内容への助言及び実務対応等への支援も得ることで、当社の子会社管理体制の強化を早期に進め、内部統制状況の確認・整備を進めます。

また、コンプライアンス・リスク管理委員会は、各子会社に対しても前述のコンプライアンス研修と同等の研修を実施するとともに、子会社の従業員についても定期的にコンプライアンス・アンケートを実施し（具体的なスケジュールは上記（2）のとおりです。）、子会社の実情把握と問題の早期発見に努めます。

(11) 協力会社に対して取引の適正化に向けた当社の取り組み方針の発信（1.（4）（5）に対応）

外注工事等の委託先となる協力会社に対して、当社における誠実・公正かつ適切な取引に向けたコンプライアンス重視の姿勢を改めて書面で伝達（当社WEBでも開示）するとともに、仮に当社側から不適切な行為の要請等を受けたような場合は、これに応じることなく、通報窓口（当社従業員向けと同じもので、通報の内容に応じて、外部弁護士等と協議して適切な対応を図るもの）に通報する旨の誓約書の提出を求め、健全な取引の徹底を図ります。

既存の取引先については、2023年8月中旬に誓約書を送付し、同年9月末を目途にその回収を行うこととし、今後取引開始する新規の取引先については取引開始の際に誓約書の回収を行います。また、定期的に継続取引先に対して当社の取り組み方針の発信を行ってまいります。

加えて、営業部門への牽制との観点から、各事業年度に1度、当社管理本部又は経営陣が、取引期間、金額、下記(12)取引確認書の結果等の基準により抽出された複数の協力会社との間で対話の機会を設け、直に当社との取引の適正性について確認を行います。

(12) 協力会社に対する定期的な取引確認の実施（1.（4）に対応）

当社管理本部が、協力会社（取引内容や取引回数、取引額等を勘案して抽出致します。）に対して年2回の定期的な取引確認書の発送・回収を行い（初回は2023年11月中を予定しております。）、取引残高の確認を行うとともに、原価の付替えや架空請求書の要請等の不適切な行為の要請等がなかったかについて定期的に確認を実施いたします。

また、確認結果については、当社内部監査室にも共有の上、取引の状況や取引確認の結果、必要と認められた協力会社については、当社内部監査室を中心に適宜ヒアリングや面談等を行い、取引実態の把握や問題の早期発見に努めます。

3. 関係者の処分

当社においては、今回の事態を厳粛に受け止め、一連の事案の経営責任を明確にするため、2023年8月18日開催の取締役会において、以下のとおり、監査等委員を除く取締役より役員報酬の自主返納の申し出と、監査等委員である取締役より役員報酬の減額の申し出がありました。また、本件に関与した従業員等につきましては、当社規程に則り、2023年9月末までに厳正に処分いたします。

代表取締役	1名	自主返納	月額報酬額 30%（5か月）
代表取締役以外の取締役（監査等委員を除く。）	5名	自主返納	月額報酬額 20%（5か月）
取締役（監査等委員）（委員長）	1名	減額	月額報酬額 10%（5か月）
取締役（監査等委員）	3名	減額	月額報酬額 5%（5か月）

株主をはじめ投資家の皆様、お取引先及び関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

以上